

市税の減免をご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象は、次のとおりです。

詳しくは、税務グループへ問い合わせてください。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が500万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が500万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の所得が125万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が500万円以下であり、その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用（宅地面積が200平方メートル以下であり、かつ、住宅延床面積が200平方メートル以下のものをいう。）以外の固定資産を所有せず、国または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯もしくは民法第87条に規定する扶養義務に基づく扶養等を受ける世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の入居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）

④耐震改修費補助金の交付を受けた方

⑤災害により被害を受けたら固定資産で一定の要件にあてはまる場合

軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を一にする方がもつぱらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方（年齢18歳未満の方）、または精神に障がいがある方で、その方と生計を一にする方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するために運転する場合

⑤その構造がもつぱら身体障がい者などの利用のための軽自動車

問合せ先

税務グループ

☎5211111（内線244、247）



国保

非自発的失業者の国保税軽減制度をご存じですか

倒産・解雇、雇止めなどの非自発的な理由で離職をされた方の国民健康保険（国保）税を軽減する制度があります。

対象 平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇など）または特定理由で離職者（雇止めなど）で失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に次のコードが記載されている方が、特定受給資格者・特定理由で離職者となります。（下表参照）

軽減内容 国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。

軽減期間 ①平成21年3月31日～平成22年3月30日の離職：平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）分

②平成22年3月31日以降の離職：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

（例）平成24年3月31日に離職した場合、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）分および平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）分の2年度分が対象となります。

注意

軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの）

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線261、262）

受給資格	離職理由コード			
特定受給資格者	11 31	12 32	21 33	22 34
特定理由で離職者	23			